

第16回

読谷村農業委員会会議録

第16回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和3年 12月 27日（月）			
開催時刻		13時35分 開会 14時32分 閉会			
開催場所		読谷村文化センター 中ホール			
農業委員の出欠状況		出席者9名 欠席者1名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	欠	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者8名 欠席者2名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		欠
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		欠	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		6番 知花 勝也 7番 知花 竜			
事務局職員	局長 新垣 功 係長 當山 元進				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第12号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第67号 非農地証明願について

事務局

ただいまから令和3年度第16回の読谷村農業委員会総会を開催していきます。本日の出席状況について御報告いたします。議席4番の與久田一徳委員、議席5番、比嘉健二委員のほうから欠席の申出がありました。あと推進委員のほうで上地邦彦さんと仲村渠英正さん、お二人も欠席の報告がございました。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び読谷村農業委員会会議規則第11条に規定される、会議の成立要件である過半数の出席が認められましたので、本総会が成立していることを御報告申し上げます。

議事進行につきましては、比嘉会長にお願いいたします。

議長

委員の皆さん、こんにちは。ただいまより第16回読谷村農業委員会総会を始めることにいたします。

— 日程1. 会長諸般の報告 —

— 日程2. 会議録署名委員の指名について —

— 日程3. 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

次に日程4の報告第12号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第12号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がありました。これは報告ですので、質疑がなければ進行しますが、よろしいでしょうか。

(「進行」の声あり)

議長

進行したいと思います。

次に日程5の議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書4ページをお開きください。

	議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。また、発言の際は自分の名前を述べた後に御意見をお願いしたいと思います。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたと思います。
江田推進委員	江田です。現地は事務局の當山さん、屋宜委員と一緒に確認してまいりました。現状でバナナや野菜類が栽培されており、ゆんた市場に出荷するなど、きちんと営農されているため問題ないと考えております。以上です。
議長	江田推進委員のほうからは何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。屋宜委員も同じ意見でよろしいですか。
委員（2番）	はい、よろしいです。
議長	ほかの委員から御質問等ありましたらお願いしたいと思います。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありますので、進行したいと思います。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。 次に日程6の議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書9ページをお開きください。

	議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した真栄田 武委員の御意見をお願いしたと思います。
委員（9番）	9番、真栄田です。写真の2ページをお開きください。この土地は周辺が住宅に囲まれており、何ら問題ないと思います、許可相当でお願いします。
議長	真栄田委員のほうからは何ら問題なく許可相当の御意見でありました。同じく比嘉推進委員も同じ意見でよろしいですか。
比嘉推進委員	はい。
議長	ほかに委員からの御質問等ありましたらお願いしたいと思います。進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	質疑がないようですので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。 次に日程7の議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをお開きください。
議長	議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について。 ただいま議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請につい

	ての提案理由の説明がございました。 この議案の審議につきましても写真を掲載しておりますので、本日の現地調査を省略して、質疑、採決を行ってまいります。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した土地委員の御意見をお願いしたいと思います。
委員（3番）	3番、上地です。受付番号1番についてですが、周囲は住宅地と農地の境界に位置しておりまして、申請地は牧草地として現在利用されています。瀬名波地区の土地改良事業との影響について、事務局にお伺いしたいと思います。
事務局	事務局からお答えいたします。この土地は令和2年に農用地区域から総合見直しで外された土地でございます、瀬名波の土地改良事業区域からも外れておりますので影響はないかと思われま。
委員（3番）	瀬名波の土地改良事業にも影響ないようですし、許可基準適合表も全てクリアしているので、許可相当でお願いします。
議長	土地委員のほうからは許可基準適合表もクリアし、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります、同じ地区担当の棚原推進委員も同じ意見でよろしいですか。
棚原推進委員	はい。
議長	ほかの委員からの御意見等ありましたらお願いしたいと思いま。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声でありますので進行したいと思います。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定

	しました。 次の審議に入ります。受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
知花推進委員	知花です。地図は4ページです。いつも報告しているのですが、読谷西部の土地改良事業で整備された土地であります。住宅として転用することは問題ありません。以上です。
議長	知花推進委員からは許可相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御意見等ありましたらお願いします。はい、知花委員どうぞ。
委員（9番）	推進委員の知花勝さん、ここは読谷西部で宅地として換地された場所なんですが、登記簿謄本上まだ畑なんですか。
知花推進委員	はい、そうです。ここは地主の意向でお家を造るまでの間は畑にしてくれと、理由は宅地並みにすると固定資産税が高くなるからということで畑の状態です。これは一つ一つクリアするためには、以前は畑から除外をして建てられますかということもやりながら、畑でするので転用するというふうなややこしいことをしています。ですから西部地区の場合には全て地目は畑です。
委員（9番）	これはあえて、その地区の人たちの土地を守るという概念からそういう形にしているわけですね。
知花推進委員	そうではありません。これは地権者が東京とか、那覇とかいっばいいて、土地改良事業の中で宅地にすると宅地並みに課税がされるから、固定資産税いやだから俺は反対だという声があったんです。都市に住んでいる人たちは宅地分の固定資産税というのはすごいから、いや、そうではありませんよ、農地のままですということ、主に都市部の皆さん方の御意見をお願いしました。そして家を造るときに農業委員会をやると固定資産税の評価が、これからは変わるんですが、地権者もそれがいいということで、あくまでも総会事項で合意されたことであります。以上です。
委員（9番）	了解しました。

議長

ほかに御質問、御意見等ありませんでしょうか。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので質疑を終結して進行したいと思います。

地区担当のほうからは許可相当の御意見であります。質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号3番について現地を確認した地区担当の御意見をお願いしたいと思います。

津波推進委員

津波です。ここは過去の字有地だったということが、先輩方からいろいろ言われているんです。そこはガンヤーと言いまして、文化財を潰されたら困るということで、区長と前に話合って、長浜区として行政委員会を開いて、考えを述べてほしいということで申しました。十分話合ってからがいいのではないかなということを委員としても考えます。以上です。事務局のほう何か説明ありますか。

議長

事務局から経緯の説明。

事務局

事務局から説明いたします。まず現地確認は12月15日だったか、中旬のほうに行っておりました。その際に一緒に確認をした與久田一徳委員と津波推進委員の二人から、所有権について地主にも確認をしてほしいという依頼がありました。また、この隣ですね、今回この土地と、隣の土地まで含めての開発ということにもなっていたということもありまして、その2点を確認しております。まず地主に対して、長浜の地区だったということを確認してほしいと、代理人にお伝えしたところ、地主のほうはその後、代理人から連絡がありまして、地主は昭和50年から自分のものに譲り受けてとなってい

地主と話合って、今の段階で許可すべきではないのではないかなというふうに思います。

議長

津波推進委員のほうからは不許可相当という御意見で判断してよろしいですか。

津波推進委員

はい、不許可。

議長

今お話を伺っていると、元々は字有地であったということで、現在ガンヤーですよ、若い人はよく分からないと思いますけれども、昔は火葬がない時代にガンヤーって、亡くなった人を乗せて、お家から墓まで、このガンヤーですよ。それで事務局からの経緯の説明もありましたけれども、埋蔵文化財の試掘の調査も、これからやらないといけないというあれもあって、本当は12月27日、今日予定されているんですけども、今日現在では許可基準適合表も都市計画課のほうと調整ができていなくて、バツ印がされておりまして、地区担当のほうも今の時点では不許可相当ではないかという意見であります。この件に関して、ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。はい、知花委員

委員（8番）

2点ほど、この地域は海岸に近いものですから海岸法のこの取り合いはどうなっているのか、これが1点。それと埋蔵文化財の確認ということだが、これは過去そういうふうにこの近くから埋蔵文化財等が出土をしたというふうな履歴もあるのでしょうか。

事務局

海岸法に関しては事務局のほうには連絡がないです。ただ、この方々が以前、奥の土地を公有水面までオーバーする形で海岸に手を加えた経緯があり、そのことに関しては都市計画課を通して県のほうから直接指導も入ったと聞いています。県が管理する土地に関して、階段を設けているところに関しては撤去する形で元に戻したということは聞いておりますので、違法な建築に関しては解決したというふうに聞いております。また、把握していないが文化振興課のほうに確認したところ、今まで別の地区からの海岸からの遺跡が出るのがよく見受けられるので、このような海岸の開発のときには試掘のほうをお願いしているというふうなことも言うておりまし

た。今回は文化振興課のほうからも対応があったという形で試掘が必要ということになっているようです。

議長

ほかに御質問ないでしょうか。なければ進行したいと思います
が、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番は御意見
のとおり、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は不許可相当で進達することに決
定しました。

次の審議に移ります。受付番号4番について現地を確認した知花
推進委員の御意見からお願いしたいと思います。

知花推進委員

意見書のところですが、57平米というのは既存の住宅建設をする
際の境界分ですか、この転用です。何ら問題ないということを事務
局の當山さんと一緒に確認してまいりました。以上です。

議長

知花推進委員からは許可相当の御意見であります。この案件に関
してほかの委員からの御質問、御質疑等がありましたらお願いした
いと思います。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声があります。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号4番は御意見
のとおり、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定

	しました。 次の審議に入ります。受付番号５番と６番は関連しておりますので、一括して審議を行いたいと思います。まず現地を確認した知花竜委員の御意見のほうからお願いしたいと思います。
委員（７番）	７番 知花です。地図のほうは７ページ、お願いします。先日、比嘉推進委員と事務局のほうで現地を確認しております。こちらのほうが５番、６番は一体利用ということで一括審議でお願いします。許可基準適合表のほうも５００平米を超えておりますが、都市計画課へも申請済みということで、何ら問題ないと思いますので、許可相当でお願いします。
議長	ただいま地区担当の知花 竜委員から許可相当の御意見であります。同じ地区担当の比嘉推進委員も同じ意見でよろしいですか。
比嘉豊彦委員	はい。
議長	他に委員からの御意見等ありましたらお願いしたいと思います。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声でありますので進行します。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号５番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号５番は許可相当で進達することに決定しました。 続いて、受付番号６番も許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号６番は許可相当で進達することに決定

しました。

次の審議に移ります。受付番号7番について、現地を確認した江田推進委員をお願いします。

江田推進委員 江田です。地図の8ページをお願いします。こちらのほう現地確認を事務局と屋宜委員と行ってきました。周囲は住宅に囲まれた用途地域であることから許可基準適合表をクリアすれば問題ないと思います。以上です。

議長 地区担当の江田推進委員のほうからは許可基準適合表がクリアされれば許可相当の御意見であります。同じ地区担当の屋宜委員も同じ意見でよろしいですか。はい、どうぞ。

委員（2番） 屋宜です。許可基準適合表がクリアしていないみたいですので、不許可をお願いします。

議長 不許可相当の御意見ですね。ほかの何か御質問ありましたら、知花 毅委員、どうぞ。

委員（8番） ここは村道沿いで面積も46坪ですよ。これから見れば誰が見ても道路沿いで、なおかつ、わずか46坪のもので別に建築基準法的にも問題はないと思うのだが、この分筆前の地番等の兼ね合いで、そういう判断に至っているのかどうか。

事務局 事務局から御説明いたします。まさしく今、知花委員がおっしゃったとおりでございまして、令和3年8月25日に分筆されて、現在の155平方メートルとなっております。ですから3年間という目安がございまして、それにしますと建築前の確認という形で、都市計画課への書類の提出が義務付けられているんですけども、まだそれが出されていなくて、バツとなっております。

議長 この件に関しまして、ほかの委員から何か、まだほかにありますか。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号7番は御意見のとおり、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は不許可相当で進達することに決定しました。

続きまして、日程8の議案第67号 非農地証明願いについてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書12ページをお開きください。

議案第67号 非農地証明願いについて。

議長

ただいま議案第67号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。

これより審議に移ります。受付番号1番について、現地を確認した津波推進委員から御意見をお願いいたします。

津波推進委員

津波です。現在、海岸線の近く、岩盤の露出や木も生い茂っており、農地に適せず非農地である。隣接する土地、先ほど審議していただきました236番との関係がありまして、土地利用を注目したほうがいいのではないかなと思いますけれども、事務局から何か説明ありますか。

事務局

今回非農地のところまでは含まれていない計画が出ております。ただ、今後の計画内容次第では、仮に今回非農地証明が出たところも駐車場として利用するということが分かりましたら、当然計画面積が変更するという形になりまして、そのときの状況次第では計画の変更ということで事業計画変更承認申請も場合によっては必要になってくるのかなと思います。ですから、今回転用申請なり、非農地証明が出たとして、非農地証明をお渡しする際には、このことはきちんと伝えて、もし駐車場の計画、変更する際は前もって手続をするように伝えていきたいと思っております。

議長	津波推進委員のほうとしては、これはどのような判断ですか。
津波推進委員	これは非常に難しい問題です。事務局が説明したとおりですので、事務局にお任せしたいなと思いますけれども。
議長	はい、真栄田委員どうぞ。
委員（9番）	9番、真栄田です。意見書にあるとおり農地には適さないということで、非農地で証明相当でいいのではないのでしょうか。
津波推進委員	それでいいと思います。畑はもうできないと思いますから。
議長	今後利用できなければ、証明相当の意見でよろしいですか。
津波推進委員	これは非農地で問題はないと思いますけれども。
議長	地区担当のほうからは証明相当の御意見であります、ほかの委員から御質問がなければ進行してよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	津波委員のほうからは証明相当の御意見でありました。 質疑を終結し採決に入ります。受付番号1番については御意見のとおり、証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。 次の審議に入ります。受付番号2番について、現地を確認した比嘉推進さんから。
比嘉推進委員	比嘉豊彦です。受付番号2番は村道中央残波線に土地を提供して余った土地であり、写真の9ページに御覧のとおり、長年耕作されていないようですので、非農地として問題ないので証明相当でお願いします。

議長	非農地で問題ないということで、証明相当の御意見でよろしいですよね。同じく地区担当の知花 竜委員も同じ意見でよろしいですか。
委員（7番）	はい、同じ意見です。
議長	ほかに委員からの御質疑はないでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	進行したいと思います。 質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号2番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。 次に受付番号3番について現地を確認した比嘉推進委員からお願いしたいと思います。
知花推進委員	比嘉豊彦です。受付番号3番は写真の9ページ、同じ欄の下のほうですけども、これも村道中央残波線沿いで長年耕作されておらず、用途地域内であることから非農地としても問題ないということで証明相当でお願いします。
議長	この土地も長年耕作されていないということで、比嘉推進委員のほうからは証明相当の御意見であります。知花 竜委員も同じ意見でよろしいですか。
委員（7番）	はい。
議長	ほかの委員からの御質疑はないでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号３番については御意見のとおり、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号３番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認の記載については、事務局に一任します。

これにて日程１から日程８まで全て終了しました。議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に一任されました。

委員の皆さんには御協力の下、第16回総会も無事終了することができました。会長として厚く御礼を申し上げます。第16回総会を閉会したいと思います。